

繊維産地PR事業（繊維産業就業体験プログラム）業務委託仕様書

1 事業目的

本市は、デニムやワークウェアなどを生産する日本有数の繊維産地である。

紡績・染色・織布・縫製・加工といった全ての工程を地域内で完結できる点は全国的にも稀であり、江戸時代の綿花栽培に始まり備後絣へと発展したものづくりの伝統が現在の繊維産業にも受け継がれている。

一方で、少子高齢化に伴う職人の高齢化や若手人材の不足が課題となっており、繊維産業の維持・発展に人材確保が必要である。

本業務では、繊維産業に関心を持つ学生・デザイナー等が滞在し、繊維産業の就業体験及び事業者等との情報交換・交流をすることで、人材確保及び本市繊維産業の認知拡大に繋げることを目的とする。

2 事業実施期間

契約締結日から2026年（令和8年）3月31日まで

3 業務場所

本市が指定する場所

4 業務概要

市内繊維産業の人材確保に繋げるため、就業体験プログラムを実施する。

5 業務内容

(1) 学生やデザイナー等繊維産業に関心がある者を対象とした就業体験プログラムの実施

繊維産業に関心を持つ学生やデザイナー等と繊維産業事業者をマッチングし、就業体験プログラムを実施すること。

効果的な募集方法及び就業体験プログラムの実施方法を企画提案すること。

ア 就業体験受入事業者（以下「受入事業者」という）の選定にあたっては、発注者と調整の上、決定すること。なお、受入事業者の選定において、市内関係組合と連携を図ること。

イ 就業体験参加者（以下「参加者」という）の選定にあたっては、繊維産業に関心を持つ学生、デザイナー等を対象に公募を行い、受入事業者及び発注者と協議して選定すること。

ウ 参加者1名あたり2泊3日程度の就業体験プログラムを行うこと。参加者数は、10名以上とする。

エ 就業体験の実施にあたり、参加者及び受入事業者のフォローアップを行うこと。

オ 就業体験実施後に、参加者による成果報告会を1回以上開催すること。

※成果報告会の形式や内容、時期等についても提案すること。

カ 就業体験に係る費用として、受入事業者の指導料及び活動に係る経費、参加者の交通費、宿泊費等を委託料の範囲内で一部又は全部を負担すること。

※委託料で負担する参加者の交通費及び宿泊費について

交通費は集合・解散場所（福山駅を想定）と居住間に係る往復交通費の1/2の額（上限額10,000円）を負担する。

宿泊費は宿泊場所を受注者が斡旋し、宿泊費の1/2の額を負担する。負担額の上限は受注者と発注者で協議の上、定めることとする。

(2) 繊維産地の情報発信

上記(1)に付随して、繊維業やファッションに関心の高い層へ効果的な広報媒体を活用し、本市繊維産業の認知拡大に向けた情報発信を企画提案すること。

(3) 分析及び効果検証業務

ア 上記(1)及び(2)を実施するにあたり、市内繊維産業の現状を分析し、課題抽出を行うことにより、効果的に本業務を実施すること。なお、分析結果は、就業体験前に発注者に報告を行うこと。

イ 本業務の効果検証にあたって、就業体験プログラム実施後、参加者及び受入事業者へアンケート調査を実施すること。アンケート調査の結果は、調査結果の分析・課題の抽出及び産地の人材確保の増進に向けた施策提案を含め報告書として提出すること。

ウ 5(2)について、リーチ数、発行部数等、定量的な指標を用いて報告を行うこと。

(4) 独自提案

上記(1)から(3)のほか、市内繊維産業の認知拡大・人材確保に効果的な取組がある場合、企画提案すること。

6 業務報告等

(1) 就業体験プログラムに係る事業成果を把握するのに必要な項目(応募者数、参加者数、参加者の情報、その他事業成果を把握するのに必要なもの)を記録すること。また、就業体験に係る事業記録(記録写真の撮影、新聞・メディア等の掲載記事等の収集等)をまとめて業務完了報告書を作成し、電子データで提出すること。

(2) 上記(1)のほか、発注者が求めた場合、受注者は業務の進捗状況等に関する資料等を提供しなければならない。

(3) 上記(1)及び(2)の報告等に伴う費用については、受注者の負担とする。

7 その他

(1) 本事業の開始から終了までの間、本事業を総括する責任者を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、適宜、発注者と連絡調整を行うこと。

(2) 業務の遂行に当たっては発注者と連絡を密にし、打合せを定期的に行うこと。

(3) 業務委託の執行において、不測の事態が生じたときは発注者に責任がある場合を除き、速やかに発注者に連絡したうえで、受注者の責任においてこれを解決すること。

(4) 当該業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外に利用し、または第三者に

提供してはならない。

- (5) 本業務により得られた成果は市に帰属するものとし、二次使用が可能とする。
- (6) 受注者は業務の一部を委託することができるが、その場合は、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、発注者の了解を得なければならない。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が必要に応じて協議して決定する。